

プロジェクト『TOUKAI（東海・倒壊）－0』

昭和56(1981)年5月31日以前に建築(着工)した木造住宅は
無料の耐震診断が受けられます。

無料

わが家の
専門家診断

建築住宅課へお電話ください。電話番号 82-4224

静岡県耐震診断補強相談士が市から派遣されます。

倒壊の可能性があると診断された場合(耐震診断の上部構造評点1.0未満)
補強計画、補強工事にも補助制度があります。

耐震補強計画

補 助 金

- ・上限9万6千円(一般世帯)
- ・上限14万4千円(高齢者等世帯)※1
- ・補強計画・補強工事一体型の制度を創設※2

耐震補強工事

補 助 金

- ・上限65万円(一般世帯)※3
- ・上限85万円(高齢者等世帯)※1, 3

※1 高齢者等世帯…65歳以上の高齢者のみ、または身体障害者などが居住する世帯

※2 令和2年4月より、木造住宅の補強計画と補強工事を一体的に行う場合は、100万円(高齢者世帯等は120万円)の補助制度が、新設されました。(補強工事に係る経費の8割が限度)一体型は同一年度内に補強計画・補強工事を完了する必要があります。

※3 平成29年4月より、耐震補強のPRを行った住宅等は+15万円の制度拡充を行いました。

危険なブロック塀等の撤去・改善(新設)費用の補助制度について

地震の発生時に、ブロック塀の倒壊による災害を防止するため、撤去や改善(新設)をする費用の一部を助成します。

| | | |
|---------------|------|--|
| 撤去の場合 | 対象区域 | 緊急輸送路、避難路、通学路、避難所等へ至る私道を除く経路に面するもの |
| | 補助額 | 工事費(撤去費)と塀の長さ1mにつき、20,000円をかけた額を比較して、いずれか少ない方の額の3分の2(最大26.6万円) |
| 改善(新設) の場合 | 対象区域 | 緊急輸送路、避難路、通学路、避難所等へ至る私道を除く経路に面するもの |
| | 補助額 | 工事費(新設費)と塀の長さ1mにつき、38,400円をかけた額を比較して、いずれか少ない方の額の3分の1(最大16.6万円) |

※対象となるブロック塀等は、道路に面し、高さが60cmを超えるものに限ります。

撤去してしまうと補助対象となりません。壊す前に建築住宅課へ連絡を!

| | |
|------|-------------------------------------|
| 問合せ先 | 御殿場市役所 建築住宅課 建築指導スタッフ |
| | 〒412-8601 御殿場市萩原483番地 |
| | 電話番号 (0550)-82-4224 (直通) |
| | FAX番号 (0550)-70-1030 (専用) |
| | メールアドレス kenchiku@city.gotemba.lg.jp |